UENO Toshihiko; uenot_gosudarstvo@yahoo.co.jp; http://www.geocities.jp/collegelife9354/index.html

6.ソ連時代の憲法

6.1.はじめに

ソ連時代、4 つの憲法が制定されている。それぞれ制定された年にちなみ、1918 年憲法、1924 年憲法、1936 年憲法、1977 年憲法と呼ばれることがある。

正式国名が、ソ連、すなわちソヴィエト社会主義共和国連邦となったのは、1924 年のことなので、正確に言えば、1918 年憲法は、ソ連憲法ではなく、当時の国名にしたがって、ロシア･ソヴィエト連邦社会主義共和国憲法ということになる。また、1924 年憲法を除く各憲法は、それぞれ当時の最高指導者の名前を取って、1918 年憲法は「レーニン憲法」、1936 年憲法は「スターリン憲法」、1977 年憲法は「ブレジネフ憲法」と呼ばれることもある。

1918 年憲法から 1977 年憲法までの 4 つの憲法は、少しずつ内容や基本理念を変化させつつも、社会主義憲法という理念を維持し続けたという共通した特徴がある。この共通した社会主義憲法の特徴を理解し、1905～6 年のロシア帝国国家基本法における立憲主義の萌芽と限界性が、どのように変化･発展したのか（あるいは、しなかったのか）を考えること、またソ連憲法では、そもそも立憲主義がどのように扱われたのか、そのことがソ連国民また現在のロシア国民の法や政治に対する考え方にどのように影響したのかを考えること、これがこの章の課題である。

6.2. 1918 年憲法の基本的特徴

6.2.1. 三権分立の否定

本講義、第 1 章「立憲主義とは何か」の 1.2.2.で指摘したように、近代的憲法は、以下のような 2 つの要素を持っている。

①憲法は、国家のしくみについて、三権分立を定め、それぞれの国家機関の権利や義務について定めている。

②憲法は、個人の権利について定めている。

こうした定義から見ると、1918 年憲法（その後のソ連憲法も基本的には同様）は、その第 1 条に、「すべての権力はソヴィエトに属する」と規定されていることからも、三権分立を否定しており、この点で、一般的な近代的憲法の概念から大きく逸脱していると言える。

6.2.2. 「法の下の平等」の否定、ならびに特定の人々に対する「抑圧」および特定の人々による「独裁」の肯定

1918 年憲法第 1 章の表題は「勤労被搾取人民権利宣言」とされている。この「権利宣言」は、1918 年 1 月 3 日の全ロシア・ソヴィエト中央執行委員会が採択したあと、1 月 5 日に招集された憲法制定会議に提出され否決されたものである。ボリシェヴィキは憲法制定会議を閉鎖、あらためて 1 月 12 日の全ロシア・ソヴィエト大会がこの「権利宣言」を採択した。

この「権利宣言」は、その表題にあるように「勤労者」および「被搾取者」の権利宣言であって、「人間」の、つまり「あらゆる人間」の権利宣言ではない。人間のうちの「勤労者」および「被搾取者」という特定の人々の権利宣言である。

この「権利宣言」を前提とし、その第 1 章に組み込んだ 1918 年憲法は、それゆえロシアに居住する人間、あるいはすべてのロシア国民の権利を宣言し、あるいはそれを保障するものではない。この「権利宣言」には、ロシアに居住していても、この「権利宣言」の対象となっていない人々がいることを前提とし、その人々について明記している。

すなわち、第 65 条に、以下の者には選挙権が与えられないことが明記されているのである。

金もうけの目的で賃労働を利用している者

資本からの利子、企業からの収入、財産からの所得というような不労所得で暮らしている人

私的な商人およびブローカー

修道僧および僧侶

以前の警察、憲兵隊、秘密警察の職員およびそれらの手先、ならびに旧ロシア皇族
定められた手続きで精神病者または精神薄弱者と認められた者、および禁治産者
破廉恥罪によって有罪とされた者、ただし法律または裁判所の判決で定められた期間

また第 3 条では、最高権力機関である全ロシア・ソヴィエト大会の任務として「搾取者に対する抑圧」が規定されてもいる。

また第 9 条では、憲法の任務が、「プロレタリアートと貧農の独裁の確立」とされている。

6.2.3. 立憲主義思想の欠如および時代的制約による後進性

1918 年憲法は、三権分立を前提としていないという点で、立憲主義思想の伝統とはまったく異なる考え方に立脚した憲法であるといえる。すなわち憲法が国民による公権力に対する規制ないし監督のための基礎であるという考え方がまったくなく、公権力とは革命権力であり労働者と農民の権力であり善であるという前提に立っている。

また時代的制約により、人身の自由、労働の権利、社会保障などの観点が欠落している。

6.2.4. 社会主義的原則

主として第 3 条に規定。

土地社会化＝土地私有化の否定
森林、地下資源、水資源、家畜、農具、農園、農業企業の国有化
工場、鉱山、鉄道およびその他の生産手段、ならびに輸送手段の国有化の第一歩としての労働者監督
（この段階では、工業の国有化ではない）
デフォルト宣言
銀行の国有化
労働義務
勤労者の武装化と有産階級の武装解除

6.2.5. 過渡期性

一見して短期的・中期的な政策目標であるような事項を規定していることが、この憲法の過渡期性を示している。たとえば、第 3 条の諸規定。

なお、この「過渡期性」は、社会主義が資本主義から共産主義へといたる「過渡期」であるというマルクス主義の本来の過渡期概念とは異なる意味での「過渡期性」である。

6.2.6. プロレタリア国際主義

第 3 条に全ロシア・ソヴィエト大会が「あらゆる国における社会主義の勝利」を任務としていることを規定しているほか、第 6 条では「フィンランドの独立」、「ペルシアからの軍隊の撤退」、「アルメニアの自由な自決」の支持、第 20 条では、勤労外国人の権利、「あらゆる民族の勤労者の連帯性」、第 21 条では「迫害されている外国人の避難権」などが規定されている。こうした考え方は、プロレタリア国際主義と言われるものである。なお、第 21 条は難民受け入れを積極的にうたっている点で、プロレタリア国際主義と切り離して考えれば、現時点に立っても先進的な規定と言える。

もちろん、このプロレタリア国際主義とは異なるが、日本国憲法にも国際性はそなわっており、たとえば、その前文で「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と述べて、自国の安全保障を自国の軍事力によらずに諸外国の国民の「公正と信義」に依存するとしたこと、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と述べていることも、国際性と言える。

6.2.7. 革命的適法性

第 50 条のロの第 2 項は「ロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国の法律に違反する措置、および法律の範囲外でおこなわれる措置は、国内戦と反革命との闘争という緊急事態のためにやむなくとられるときだけ、認められる」としている。このことによって、革命の名の下で、法治主義を無視するないし破ることが可能となっている。いわば法＝権利よりも革命が優先されるのである。

立憲主義の欠如、また第 50 条のロの第 1 項にあるように、国民と公務員を同列に置いて法律の厳格な遵守を求めている考え方に示されているように、公権力に対する国民の側からの規制ないし監督という考え方が欠如しているところに革命の名の下に法が無視される可能性があることをあらかじめ規定しているところに、この憲法が公権力の肥大化に対して無防備な憲法であることがはっきりと示されている。

6.2.8. 全ロシア・ソヴィエト大会の形骸化
中央執行委員会の肥大化
中央執行委員会幹部会の創設
立法機関と執行機関の区別の欠如

6.2.9. 規定されていないこと
憲法における「党」の不在＝ボリシェヴィキ一党制の問題
党は憲法の外にある、あるいは憲法を超える存在？→「革命的適法性」との関連

6.3. 1924 年憲法の基本的特徴

6.3.1. 連邦結成宣言および連邦条約としての憲法
すでに 1918 年憲法の第 2 条にあるように、「自由な諸民族の自由な同盟」が目指されていたが、この時期、ロシアに続いて、ウクライナ、ベラルーシ、ザカフカージエにおいてそれぞれ、同様の憲法が制定され、それらの基礎の上に、1922 年 12 月 30 日に、第 1 回全連邦ソヴィエト大会が開催され、「ソヴィエト社会主義共和国連邦の結成についての宣言」が採択され、上記 4 カ国のあいだで「ソヴィエト社会主義共和国連邦の結成についての条約」が締結された。それを基礎に、1924 年 1 月 31 日、第 2 回全連邦ソヴィエト大会は「宣言」を第 1 編、「条約」を第 2 編とするソ連憲法を制定した。

6.3.2. 連邦における連邦中央と連邦構成共和国との関係および連邦中央の統治機構についての規定のみからなる憲法
各連邦構成共和国の憲法において人権規定が定められており、これらの憲法が存続することを前提として、ソ連憲法には、人権規定が存在していない。したがって、1924 年憲法は、実は、憲法といいつつ、実際には連邦条約であると言える。

6.4. 1936 年憲法（スターリン憲法）

6.4.1. 1936 年憲法の歴史的背景

1928 年の新経済政策から
中央集権的計画経済（5 カ年計画）と農業集団化への移行
↓
社会主義建設の過程の終了
↓
1935 年 1～2 月、第 7 回全連邦ソヴィエト大会、憲法改正を決定
1936 年 12 月 5 日、第 8 回臨時ソヴィエト大会、新憲法を採択

スターリン独裁の確立
↓
1934 年 12 月 1 日キーロフ暗殺
↓
粛清の始まり

6.4.2. 改正の要点
①社会・経済的基礎の確認
ソヴィエト社会主義共和国連邦は労働者と農民の社会主義国家である（第 1 条）
すべての権力は勤労者代議員ソヴィエトによって代表される都市と農村の勤労者に属する（第 3 条）
ソ連の経済的基礎は、社会主義的経済制度および生産用具と生産手段の社会主義的所有である（第 4 条）
↓
社会主義の勝利を歴史的事実として憲法上で確認

②統治機構の改編
連邦制の拡大
　1924 年憲法の 4 連邦構成共和国→1936 年憲法の 11 連邦構成共和国
統治機構の改編（図参照）
多元的立法権の否定→立法権は最高ソヴィエトが排他的に独占
裁判官の独立（三権分立ではない）
　中央執行委員会の任命→最高ソヴィエトによる選挙
③選挙制度の民主化
　普通・平等・秘密選挙（普通選挙制度の確立）
④基本権規定の充実
　労働権、社会保障を受ける権利、休息の権利の承認

6.4.3. 民主的憲法と非民主的政治システムの共存
民主的憲法のもとで、粛清、国民の権利・自由の制限の常態化が実現
民主的選挙制度も、セレモニー化
最高ソヴィエトも、ラバースタンプ化
↓
立憲主義の未確立・不在により民主的憲法は「絵に描いた餅」となる

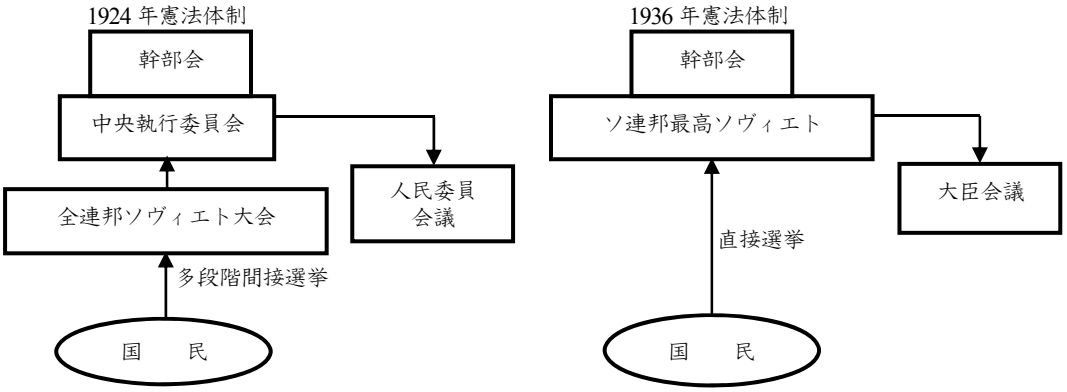

6.5. 1977 年憲法（ブレジネフ憲法）

6.5.1. 1977 年憲法の歴史的背景

スターリン時代の終焉	戦後復興
フルシチョフ時代（平和共存）	「雪解け」
↓	↓
ブレジネフ時代（安定と冷戦）	高度経済成長の時代
↓	↓
1 年間の全人民的討議をへて、1977 年 10 月 7 日、新憲法制定	「発達した社会主義社会」

6.5.2. 改正の要点
①前文
　1936 年にはなかった前文が登場
②条文の増加
　行政区画、省庁の編成リストを削除しているが、全体として条文が増加
③体制改革の潜在的可能性（？）＝立憲主義への過渡期の憲法（？）
　憲法第 6 条問題

最終草案の段階で挿入された第 3 項の規定の意味

憲法の枠外にあったソ連邦共産党が、憲法の規定する「政治システム」という枠の中に入り、党もまた憲法と法律を守らなければならない機関と規定されることになった→立憲主義的発想の芽生え？

ソ連邦共産党について規定の変化

1936 年憲法	1977 年憲法
第 10 章　国民の基本権と義務 第 126 条　労働者階級、勤労農民および勤労インテリゲンチャの隊列の中の最も積極的で自覚的な国民は、共産主義建設の闘いにおける勤労者の前衛部隊であり、勤労者のすべての社会的および国家的な組織の指導的中核であるソ連邦共産党に、自発的に団結する。	第 1 章　政治システム 第 6 条 ①ソ連邦共産党は、ソヴィエト社会の指導的･先導的勢力であり､その政治システムおよび国家組織と社会団体の中核である。 ②マルクス・レーニン主義の理論で武装した共産党は､社会の発展の総合的な展望およびソ連の内外政策の路線を定め､ソヴィエト国民の偉大な創造的活動を指導し､共産主義の勝利のためのかれらの闘争に計画的で科学的に根拠のある性格を与える。 ③すべての党組織は、ソ連憲法の枠内で活動する。

6.6. ペレストロイカの法的意味

1985 年 3 月にソ連共産党書記長に就任し、ソ連の最高指導者となったゴルバチョフは、体制転換ではなく体制内改革（=ペレストロイカ перестройка）を目指したが失敗し、その結果、ソ連は崩壊した。

ソ連崩壊は文字どおりソ連という国家の崩壊であってそれ自体は体制転換ではない。

体制転換が旧体制から新体制への移行という意味ならば、体制転換は、法的には 1991 年 12 月ソ連国家の崩壊によって開始され、1993 年 12 月のロシア連邦憲法の制定によって終了したと考えることもできる。

6.6.1. 1977 年憲法第 6 条第 3 項の意味

ソ連共産党が、憲法の外にある全知全能の「神」から、憲法の枠内にある法的規制の対象（「法人」）となったことは、ソ連に、立憲主義あるいは法治主義が芽生えてきたことを意味する。

6.6.2. 議会の重視

立憲主義あるいは法治主義を制度的に担保する機関=議会（立法機関）

ソ連における議会=ソヴィエト=労働者の革命的代議機関→ソヴィエトの形骸化
　労働者の名による共産党の統治体制
　　共産党という公権力に対する国民の側からの規制のチャンネルの不在

↓

1977 年憲法第 6 条第 3 項

↓

立法機関としてのソヴィエトの復権

6.6.3. 議会の復権のバネとしての競争選挙

「選挙民主主義」という発想
　競争選挙による人民代議員の選出
　人民代議員の互選による最高ソヴィエトの選出
　　なぜ二重構造か
　　タテマエとしての
　　「パリ・コンミューン以来の革命的伝統を持つ労働者の代議機関であるソヴィエト」
　　→人民代議員大会
　　ホンネとしての「常時活動する議会」→最高ソヴィエト

6.7. ソ連崩壊の法的意味

6.7.1. 連邦の結成と解散

1922 年 12 月 30 日、ソ連ソヴィエト大会による「ソ連邦結成についての条約」の採択によってソ連という国家が生まれたのだとすれば、ソ連の消滅もまた、条約の破棄の決定によってなされなければならない？

↓

ソ連人民代議員大会がソ連の解散を決定したのか？

1991 年 8 月のクーデター未遂事件、12 月の CIS 結成とゴルバチョフ・ソ連大統領の辞任

↓

ソ連は消滅させられた？

6.7.2. ソ連の連邦構成共和国の独立

国際法上の問題

ロシアについては国家承認

他の 14 カ国については独立承認

連邦構成共和国の大統領、政府、議会　→　独立国家の機関となる

6.7.3. ソ連崩壊後も、ソ連の政府機構、連邦構成共和国レベル及びそれ以下のレベルの統治機構は存続

親は死んでも子は残るが、しかしカエルの子はカエル？